

長野市空家等対策協議会について

1 「長野市空家等対策協議会」の概要

(1) 協議会の目的

「長野市空家等対策計画」に基づき、周辺住民に悪影響を及ぼす特定空家等の措置の方針や、本計画の変更及び実施に関することのほか、施策の実施に必要と認められる事項を協議するため「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条に基づき「長野市空家等対策協議会」を設立し、幅広い分野で専門的な視点から、意見等の聴取を行う。

(2) 協議会委員の任期

平成30年8月から、平成32年7月まで（2年間）

なお、協議会は、「長野市空家等対策計画」の計画期限の2026年度末まで設置する。

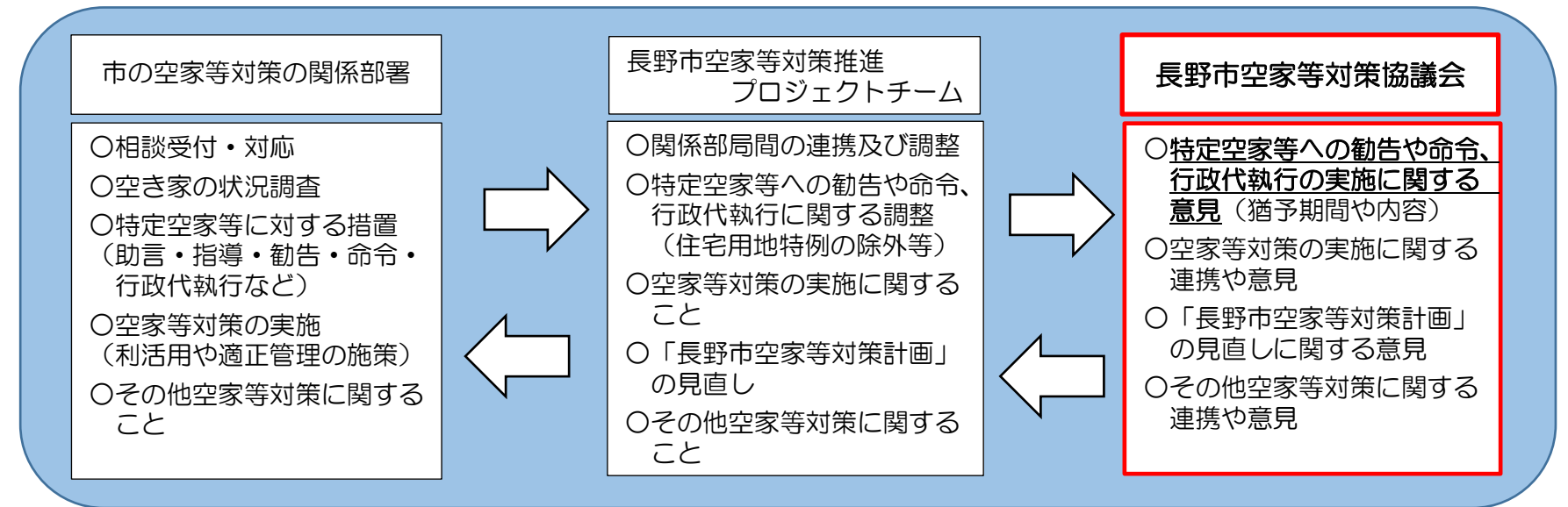
(3) 協議会の委員構成

- ・市長
- ・関係機関から選出された者
- ・空き家に関する団体等から選出された者
- ・市職員のうち、市長が指名する者

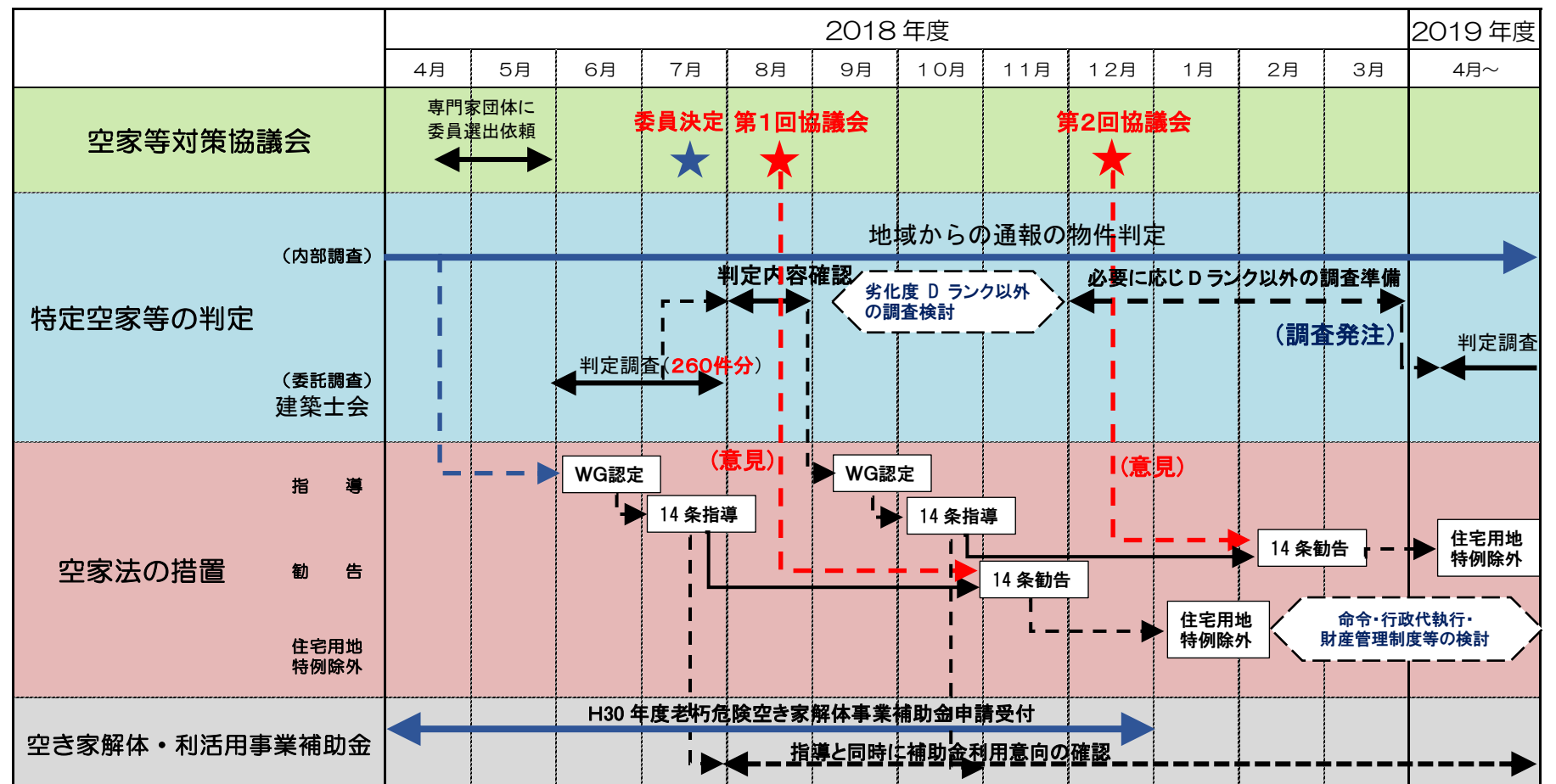
(4) 長野市空家等対策協議会委員構成

分野	団体名
1 市長	市長
2 学識経験者	国立大学法人信州大学工学部
3 学識経験者	長野県立大学
4 法務	長野県弁護士会長野在住会
5 法務	長野県司法書士会
6 建築	一般社団法人長野県建築士会長野支部
7 建築	協同組合長野県解体工事業協会
8 不動産	長野県土地家屋調査士会長野支部
9 不動産	一般社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部
10 行政	長野地方法務局
11 行政	長野市建設部長
12 行政	長野市環境部長

2 空家等対策の推進体制における「長野市空家等対策協議会」の位置づけ



3 「空家等対策協議会」と空家等対策のスケジュール



注：WG認定は、空家等対策推進プロジェクトチーム内の、除却等ワーキンググループによる特定空家等の認定